

## 西宮市都市景観・屋外広告物審議会景観部会設置要綱

### (設置)

第1条 西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）第26条第1項の規定に基づき、西宮市都市景観・屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）は、西宮市都市景観・屋外広告物審議会景観部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 部会は、西宮市附属機関条例 別表で規定する審議会の担当事務に定められた事項のうち、次に掲げる事項について審議を行う。

(1) 景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び西宮市都市景観条例（平成21年西宮市条例第8号。以下「条例」という。）、景観法及び西宮市都市景観条例の施行に関する規則（平成21年西宮市規則第19号。以下「規則」という。）において審議会の意見を聴くこととされている事項のうち、次に掲げる条項に基づき審議会の意見を聴くこととなる事項。

イ 条例第16条第2項 【法第16条第3項又は条例第14条に基づく勧告に従わない場合の公表】

ロ 条例第26条 【景観重要建造物に係る原状回復命令等】

ハ 条例第28条 【景観重要建造物の管理に係る命令・勧告】

ニ 条例第30条で準用する条例第26条 【景観重要樹木に係る原状回復命令等】

ホ 条例第30条で準用する条例第28条 【景観重要樹木の管理に係る命令・勧告】

ヘ 条例第39条第1項第1号 【建築物の申請に係る不適合通知（景観地区）】

ト 条例第39条第1項第2号 【違反建築物に係る是正命令（景観地区）】

チ 条例第39条第1項第3号 【既存不適格建築物に係る是正命令（景観地区）】

リ 条例第49条第1項第1号 【要認定工作物の申請に係る不適合通知（景観地区）】

ヌ 条例第49条第1項第2号 【違反要認定工作物に係る是正命令（景観地区）】

ル 条例第58条第1項第1号 【開発行為等の申請に係る不許可通知（景観地区）】

ヲ 条例第58条第1項第2号 【違反開発行為等に係る是正命令等（景観地区）】

(2) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項。

2 前項第1号へ、ト及びリからヲまでに該当する場合であって、不適合又は違反の内容が次に掲げる事項に該当する場合は、審議会及び部会で意見を聴くことを要しない。

(1) 当該不適合又は違反の内容が具体的な数値で示された制限に係るもの。

(2) 市長が、部会長の意見を聴いて、不適合又は違反の事実が明白であると認めるもの。

### (部会への出席等)

第3条 部会は、前条第1項に規定する審議に際し、当該審議に係る行為をしようとする者又は行為をした者に対して、部会への出席および審議に必要な図書等の提出を求めることができる。

### (庶務)

第4条 部会の庶務は、政策局都市計画部において行う。

(雑務)

第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

付 則

この要綱は、令和5年1月16日から施行する。